

# これまでの生活保護基準見直しの影響について

## これまでの生活保護基準見直しの影響について

### ①生活扶助基準見直しによる影響額の状況把握(推計)

#### 1 目的

平成25年8月から段階的に実施した生活扶助基準の見直しについて、生活保護受給世帯の実世帯情報を基に、個々の世帯における生活扶助基準見直し前後の生活扶助額を推計することにより、生活保護受給世帯に与えた影響を把握する。

#### 2 集計方法

平成25年度「被保護者調査(年次調査)」(平成25年7月末時点)の個票データの情報を基に、平成24年度及び平成27年度の基準額表を用いて、当該世帯の基準見直し前後の基準額を推計する。

### ②生活保護受給世帯の家計(消費行動)に与えた影響

#### 1 目的

平成25年8月から段階的に実施した生活扶助基準の見直し前後の家計の収支変動や同時期における一般世帯の消費動向との比較を行うことにより、生活保護受給世帯の家計に及ぼした影響を把握する。

#### 2 分析方法

- 生活保護受給世帯については、「社会保障生計調査」の個票データを用いて、各年度(平成24年度～26年度)の8月から3月までの間の世帯平均収支を世帯類型毎に集計し、各支出費目を比較する。
- 一般世帯については、「家計調査」の個票データを用いて、同様に年度毎に同期間の各支出費目を把握し、生活保護受給世帯との比較を行う。
- 平成27年11月(一部10月)に実施した冬季加算の見直し影響については、「社会保障生計調査」の個票データを用いて、加算見直し前後の冬季期間(「平成26年10月～27年3月」と「平成27年10月～28年3月」)の各支出費目を比較する。

### ③住宅扶助の見直しにおける施行状況

#### 1 目的

平成27年7月に実施した住宅扶助の見直しについて、生活保護受給世帯の住生活にどのような影響があったか検証するため、施行状況を把握する。

#### 2 集計方法

全国の自治体に対し、転居状況等の調査を実施し、集計を行う。

# ①-1 生活扶助基準見直しによる影響額の状況把握(推計)

○ 生活扶助基準見直しに伴う基準額(生活扶助基準本体及び加算)の影響について、影響額の割合を世帯類型毎にみると、高齢者世帯では「-1%以上~-2%未満」が約4割を占め、母子世帯では「-6%以上~-7%未満」が約4割を占めている。

(1)生活扶助基準見直しに伴う影響額の割合(生活扶助基準本体+加算に占める影響額の割合)別の対象世帯数(全国)①

H24基準額とH27基準額を比較した影響額	該当全世帯数	高齢者世帯					母子世帯				
		小計	単身	2人	3人	4人以上	小計	2人	3人	4人	5人以上
+10%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
+5%~+10%未満	5	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
+0%~+5%未満	428,083	232,649	219,043	13,567	39	-	2,020	1,327	642	43	8
影響なし	159	87	82	2	3	-	-	-	-	-	-
-0%~~-1%未満	117,054	50,998	45,290	5,667	40	1	1,420	866	464	61	29
-1%以上~-2%未満	441,670	251,848	234,809	16,939	96	4	7,626	5,413	1,978	178	57
-2%以上~-3%未満	300,665	177,707	148,821	28,798	87	1	4,027	2,467	1,045	367	148
-3%以上~-4%未満	49,326	6,002	-	5,842	159	1	13,701	10,812	2,306	385	198
-4%以上~-5%未満	37,667	388	-	208	172	8	6,682	1,867	3,493	873	449
-5%以上~-6%未満	101,255	487	-	353	71	63	32,063	14,397	6,570	7,563	3,533
-6%以上~-7%未満	76,002	421	-	107	230	84	38,338	14,952	18,548	4,258	580
-7%以上~-8%未満	10,868	34	-	-	21	13	870	500	264	76	30
-8%以上~-9%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-9%以上~-10%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-10%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総計	1,562,754	720,621	648,045	71,483	918	175	106,748	52,602	35,310	13,804	5,032

[構成比]

H24基準額とH27基準額を比較した影響額	該当全世帯数	高齢者世帯					母子世帯				
		小計	単身	2人	3人	4人以上	小計	2人	3人	4人	5人以上
+10%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
+5%~+10%未満	0%	-	-	-	-	-	0%	0%	-	-	-
+0%~+5%未満	27%	32%	34%	19%	4%	-	2%	3%	2%	0%	0%
影響なし	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-
-0%~~-1%未満	7%	7%	7%	8%	4%	1%	1%	2%	1%	0%	1%
-1%以上~-2%未満	28%	35%	36%	24%	10%	2%	7%	10%	6%	1%	1%
-2%以上~-3%未満	19%	25%	23%	40%	9%	1%	4%	5%	3%	3%	3%
-3%以上~-4%未満	3%	1%	-	8%	17%	1%	13%	21%	7%	3%	4%
-4%以上~-5%未満	2%	0%	-	0%	19%	5%	6%	4%	10%	6%	9%
-5%以上~-6%未満	6%	0%	-	0%	8%	36%	30%	27%	19%	55%	70%
-6%以上~-7%未満	5%	0%	-	0%	25%	48%	36%	28%	53%	31%	12%
-7%以上~-8%未満	1%	0%	-	-	2%	7%	1%	1%	1%	1%	1%
-8%以上~-9%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-9%以上~-10%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-10%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「平成25年度被保護者調査(年次調査)」を基にした推計値。

## ①-2 生活扶助基準見直しによる影響額の状況把握(推計)

○ 傷病者・障害者世帯及びその他の世帯では、共に「-1%以上~-2%未満」が約3割を占めている。

(1)生活扶助基準見直しに伴う影響額の割合(生活扶助基準本体+加算に占める影響額の割合)別の対象世帯数(全国)②

H24基準額とH27基準額を比較した影響額	該当全世帯数	傷病者・障害者世帯					その他の世帯					
		小計	単身	2人	3人	4人以上	小計	単身	2人	3人	4人以上	
+10%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
+5%~+10%未満	5	-	-	-	-	-	4	3	1	-	-	-
+0%~+5%未満	428,083	108,566	100,650	7,729	183	4	84,848	78,131	6,511	193	13	-
影響なし	159	56	29	26	1	-	16	-	11	5	-	-
-0%~~-1%未満	117,054	43,404	35,037	7,982	363	22	21,232	13,733	7,140	332	27	-
-1%以上~-2%未満	441,670	106,658	96,568	9,282	748	60	75,538	67,415	7,240	779	104	-
-2%以上~-3%未満	300,665	83,992	71,466	11,151	1,243	132	34,939	24,875	8,695	1,158	211	-
-3%以上~-4%未満	49,326	14,366	2,106	10,469	1,560	231	15,257	814	12,361	1,629	453	-
-4%以上~-5%未満	37,667	21,308	12,906	5,569	2,346	487	9,289	133	5,346	2,823	987	-
-5%以上~-6%未満	101,255	34,086	23,340	5,892	2,849	2,005	34,619	20,644	6,613	3,683	3,679	-
-6%以上~-7%未満	76,002	14,180	211	2,995	5,561	5,413	23,063	343	3,838	8,425	10,457	-
-7%以上~-8%未満	10,868	3,809	91	802	1,797	1,119	6,155	117	1,230	2,821	1,987	-
-8%以上~-9%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-9%以上~-10%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-10%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総計	1,562,754	430,425	342,404	61,897	16,651	9,473	304,960	206,208	58,986	21,848	17,918	-

[構成比]

H24基準額とH27基準額を比較した影響額	該当全世帯数	傷病者・障害者世帯					その他の世帯					
		小計	単身	2人	3人	4人以上	小計	単身	2人	3人	4人以上	
+10%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
+5%~+10%未満	0%	-	-	-	-	-	0%	0%	0%	-	-	-
+0%~+5%未満	27%	25%	29%	12%	1%	0%	28%	38%	11%	1%	0%	-
影響なし	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	-	-
-0%~~-1%未満	7%	10%	10%	13%	2%	0%	7%	7%	12%	2%	0%	-
-1%以上~-2%未満	28%	25%	28%	15%	4%	1%	25%	33%	12%	4%	1%	-
-2%以上~-3%未満	19%	20%	21%	18%	7%	1%	11%	12%	15%	5%	1%	-
-3%以上~-4%未満	3%	3%	1%	17%	9%	2%	5%	0%	21%	7%	3%	-
-4%以上~-5%未満	2%	5%	4%	9%	14%	5%	3%	0%	9%	13%	6%	-
-5%以上~-6%未満	6%	8%	7%	10%	17%	21%	11%	10%	11%	17%	21%	-
-6%以上~-7%未満	5%	3%	0%	5%	33%	57%	8%	0%	7%	39%	58%	-
-7%以上~-8%未満	1%	1%	0%	1%	11%	12%	2%	0%	2%	13%	11%	-
-8%以上~-9%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-9%以上~-10%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-10%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※「平成25年度被保護者調査(年次調査)」を基にした推計値。

### ①-3 生活扶助基準見直しによる影響額の状況把握(推計)

○ 影響額を金額別に世帯類型毎にみると、高齢者世帯では「-1,000~-2,999円」が約5割を占め、母子世帯では「-5,000~-9,999円」及び「-10,000~-19,999円」がそれぞれ約4割を占めている。

(2)生活扶助基準見直しに伴う影響額(生活扶助本体+加算)別の対象世帯数(全国)①

H24基準額とH27基準額を比較した影響額	該当全世帯数	高齢者世帯					母子世帯				
		小計	単身	2人	3人	4人以上	小計	2人	3人	4人	5人以上
5,000円以上	9	-	-	-	-	-	7	-	6	1	-
3,000~4,999円	1,187	279	-	278	1	-	123	59	64	-	-
1,000~2,999円	127,935	65,190	61,234	3,941	15	-	553	398	136	16	3
1~999円	298,957	167,180	157,809	9,348	23	-	1,338	871	436	26	5
影響なし	159	87	82	2	3	-	-	-	-	-	-
-1~-999円	205,558	114,002	110,324	3,650	28	-	667	277	361	26	3
-1,000~-2,999円	632,083	359,778	318,596	41,070	108	4	8,140	6,418	1,584	100	38
-3,000~-4,999円	115,241	12,628	-	12,523	103	2	10,763	9,365	1,110	237	51
-5,000~-9,999円	91,999	1,029	-	671	350	8	41,334	32,608	7,497	975	254
-10,000~-19,999円	88,046	443	-	-	287	156	43,577	2,606	24,116	12,423	4,432
-20,000~-29,999円	1,563	5	-	-	-	5	246	-	-	-	246
-30,000~-39,999円	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-40,000~-49,999円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-50,000円以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総計	1,562,754	720,621	648,045	71,483	918	175	106,748	52,602	35,310	13,804	5,032

[構成比]

H24基準額とH27基準額を比較した影響額	該当全世帯数	高齢者世帯					母子世帯				
		小計	単身	2人	3人	4人以上	小計	2人	3人	4人	5人以上
5,000円以上	0%	-	-	-	-	-	0%	-	0%	0%	-
3,000~4,999円	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	-	-
1,000~2,999円	8%	9%	9%	6%	2%	-	1%	1%	0%	0%	0%
1~999円	19%	23%	24%	13%	3%	-	1%	2%	1%	0%	0%
影響なし	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-
-1~-999円	13%	16%	17%	5%	3%	-	1%	1%	1%	0%	0%
-1,000~-2,999円	40%	50%	49%	57%	12%	2%	8%	12%	4%	1%	1%
-3,000~-4,999円	7%	2%	-	18%	11%	1%	10%	18%	3%	2%	1%
-5,000~-9,999円	6%	0%	-	1%	38%	5%	39%	62%	21%	7%	5%
-10,000~-19,999円	6%	0%	-	-	31%	89%	41%	5%	68%	90%	88%
-20,000~-29,999円	0%	0%	-	-	-	3%	0%	-	-	-	5%
-30,000~-39,999円	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-40,000~-49,999円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-50,000円以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※「平成25年度被保護者調査(年次調査)」を基にした推計値。

## ①-4 生活扶助基準見直しによる影響額の状況把握(推計)

○ 傷病者・障害者世帯及びその他の世帯では、共に「-1,000~-2,999円」が約4割となっている。

(2)生活扶助基準見直しに伴う影響額(生活扶助本体+加算)別の対象世帯数(全国)②

H24基準額とH27基準額を比較した影響額	該当全世帯数	傷病者・障害者世帯					その他の世帯				
		小計	単身	2人	3人	4人以上	小計	単身	2人	3人	4人以上
5,000円以上	9	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-
3,000~4,999円	1,187	371	1	368	2	-	414	15	395	4	-
1,000~2,999円	127,935	38,381	34,513	3,808	59	1	23,811	20,806	2,934	64	7
1~999円	298,957	69,814	66,136	3,553	122	3	60,625	57,313	3,181	125	6
影響なし	159	56	29	26	1	-	16	-	11	5	-
-1~-999円	205,558	71,088	65,465	5,379	237	7	19,801	14,778	4,763	246	14
-1,000~-2,999円	632,083	156,431	138,814	16,647	927	43	107,734	92,058	14,620	1,003	53
-3,000~-4,999円	115,241	52,974	35,388	16,056	1,435	95	38,876	20,756	16,580	1,381	159
-5,000~-9,999円	91,999	24,244	2,058	15,865	5,678	643	25,392	482	16,392	7,370	1,148
-10,000~-19,999円	88,046	16,724	-	195	8,190	8,339	27,302	-	108	11,650	15,544
-20,000~-29,999円	1,563	340	-	-	-	340	972	-	-	-	972
-30,000~-39,999円	17	2	-	-	-	2	15	-	-	-	15
-40,000~-49,999円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-50,000円以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総計	1,562,754	430,425	342,404	61,897	16,651	9,473	304,960	206,208	58,986	21,848	17,918

[構成比]

H24基準額とH27基準額を比較した影響額	該当全世帯数	傷病者・障害者世帯					その他の世帯				
		小計	単身	2人	3人	4人以上	小計	単身	2人	3人	4人以上
5,000円以上	0%	-	-	-	-	-	0%	-	0%	-	-
3,000~4,999円	0%	2%	0%	1%	0%	-	0%	0%	1%	0%	-
1,000~2,999円	8%	9%	10%	6%	0%	0%	8%	10%	5%	0%	0%
1~999円	19%	16%	19%	6%	1%	0%	20%	28%	5%	1%	0%
影響なし	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	-
-1~-999円	13%	17%	19%	9%	1%	0%	6%	7%	8%	1%	0%
-1,000~-2,999円	40%	36%	41%	27%	6%	0%	35%	45%	25%	5%	0%
-3,000~-4,999円	7%	12%	10%	26%	9%	1%	13%	10%	28%	6%	1%
-5,000~-9,999円	6%	6%	1%	26%	34%	7%	8%	0%	28%	34%	6%
-10,000~-19,999円	6%	4%	-	0%	49%	88%	9%	-	0%	53%	87%
-20,000~-29,999円	0%	0%	-	-	-	4%	0%	-	-	-	5%
-30,000~-39,999円	0%	0%	-	-	-	0%	0%	-	-	-	0%
-40,000~-49,999円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-50,000円以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※「平成25年度被保護者調査(年次調査)」を基にした推計値。

# ①-5 生活扶助基準額の見直しによって最低生活費が収入充当額を下回る世帯数の推計

- 平成25年被保護者調査の個票データを基に、平成27年度の生活保護基準額を用いて最低生活費を計算した結果、最低生活費が収入充当額を下回る世帯数を推計した。
- なお、医療費等の需要や収入の変動に伴い、最低生活費や収入充当額も変動することによって保護廃止となる場合も想定されることから、推計値が保護廃止世帯数を表すものではないことに留意が必要である。

	総世帯					高齢者世帯					母子世帯				
	平成25年被保護者調査(年次調査)における世帯数	うち、金銭給付の保護費がある世帯数①	うち、H27基準額表を基に計算すると、金銭給付がなくなる世帯数②	うち、平成27年被保護者調査(年次調査)の個票データから除外された世帯数③	収入充当額が最低生活費を超えるケースの発生率③/①	平成25年被保護者調査(年次調査)における世帯数	うち、金銭給付の保護費がある世帯数①	うち、H27基準額表を基に計算すると、金銭給付がなくなる世帯数②	うち、平成27年被保護者調査(年次調査)の個票データから除外された世帯数③	収入充当額が最低生活費を超えるケースの発生率③/①	平成25年被保護者調査(年次調査)における世帯数	うち、金銭給付の保護費がある世帯数①	うち、H27基準額表を基に計算すると、金銭給付がなくなる世帯数②	うち、平成27年被保護者調査(年次調査)の個票データから除外された世帯数③	収入充当額が最低生活費を超えるケースの発生率③/①
世帯計	1,562,754	1,512,698	3,607	1,575	0.10%	720,621	689,641	1,291	423	0.06%	106,748	105,686	353	224	0.21%
単身世帯	1,196,657	1,155,147	1,769	675	0.06%	648,045	618,898	1,112	380	0.06%	0	0	0	0	-
2人世帯	244,968	238,787	971	443	0.19%	71,483	69,681	170	41	0.06%	52,602	51,888	226	145	0.28%
3人世帯	74,727	73,105	555	274	0.37%	918	888	8	1	0.11%	35,310	35,029	100	60	0.17%
4人以上世帯	46,402	45,659	312	183	0.40%	175	174	1	1	0.57%	18,836	18,769	27	19	0.10%

	傷病者・障害者世帯					その他の世帯				
	平成25年被保護者調査(年次調査)における世帯数	うち、金銭給付の保護費がある世帯数①	うち、H27基準額表を基に計算すると、金銭給付がなくなる世帯数②	うち、平成27年被保護者調査(年次調査)の個票データから除外された世帯数③	収入充当額が最低生活費を超えるケースの発生率③/①	平成25年被保護者調査(年次調査)における世帯数	うち、金銭給付の保護費がある世帯数①	うち、H27基準額表を基に計算すると、金銭給付がなくなる世帯数②	うち、平成27年被保護者調査(年次調査)の個票データから除外された世帯数③	収入充当額が最低生活費を超えるケースの発生率③/①
世帯計	430,425	419,125	918	363	0.09%	304,960	298,246	1,045	565	0.19%
単身世帯	342,404	333,494	437	161	0.05%	206,208	202,755	220	134	0.07%
2人世帯	61,897	60,166	249	94	0.16%	58,986	57,052	326	163	0.29%
3人世帯	16,651	16,181	148	63	0.39%	21,848	21,007	299	150	0.71%
4人以上世帯	9,473	9,284	84	45	0.48%	17,918	17,432	200	118	0.68%

※1 ①「金銭給付の保護費がある世帯数」とは、平成25年被保護者調査(年次調査)(平成25年7月末時点)を基に推計した結果、「最低生活費-収入充当額>0円」となった世帯数。  
 ※2 ②「H27基準額表を基に計算すると、金銭給付がなくなる世帯数」とは、①に該当する世帯のうち、平成27年度基準額表を基に最低生活費を推計し直した結果、「最低生活費-収入充当額<0円」となる世帯数。  
 ※3 ③「平成27年被保護者調査(年次調査)の個票データから除外された世帯数」とは、①に該当する世帯のうち、平成27年度被保護者調査(年次調査)(平成27年7月末時点)の個票データ上、確認できない世帯数。

※「平成25年度被保護者調査(年次調査)」を基にした推計値。

## ②-1 生活保護受給世帯の家計(消費行動)に与えた影響

### ①全世帯

生活保護受給世帯(社会保障生計調査)
--------------------

	平成24年		平成25年		平成26年	
	H24.8月～H25.3月 1世帯当たり平均支出月額		H25.8月～H26.3月 1世帯当たり平均支出月額		H26.8月～H27.3月 1世帯当たり平均支出月額	
	金額	支出割合	金額	支出割合	金額	支出割合
食料	36,193 円	30.0%	37,479 円	30.4%	38,108 円	31.2%
住居	32,694 円	27.1%	33,478 円	27.2%	32,359 円	26.5%
光熱・水道	11,974 円	9.9%	12,037 円	9.8%	12,453 円	10.2%
家具・家事用品	4,996 円	4.1%	5,091 円	4.1%	6,889 円	5.6%
被服及び履物	3,762 円	3.1%	3,945 円	3.2%	3,557 円	2.9%
保健医療	2,553 円	2.1%	2,435 円	2.0%	2,489 円	2.0%
交通・通信	8,538 円	7.1%	9,209 円	7.5%	8,947 円	7.3%
教育	359 円	0.3%	382 円	0.3%	345 円	0.3%
教養娯楽	6,505 円	5.4%	6,167 円	5.0%	5,904 円	4.8%
その他	12,978 円	10.8%	12,950 円	10.5%	11,189 円	9.2%
(再掲)住居・教育除く	87,500 円	72.6%	89,314 円	72.5%	89,535 円	73.2%
消費支出総額	120,552 円	100.0%	123,173 円	100.0%	122,239 円	100.0%

一般世帯(家計調査)
------------

	平成24年		平成25年		平成26年 ※5ヶ月間	
	H24.8月～H25.3月 1世帯当たり平均支出月額		H25.8月～H26.3月 1世帯当たり平均支出月額		H26.8月～H26.12月 1世帯当たり平均支出月額	
	金額	支出割合	金額	支出割合	金額	支出割合
食料	41,535 円	22.9%	42,474 円	23.3%	44,898 円	24.9%
住居	18,978 円	10.5%	20,506 円	11.2%	19,021 円	10.5%
光熱・水道	13,634 円	7.5%	14,184 円	7.8%	12,184 円	6.7%
家具・家事用品	5,991 円	3.3%	6,578 円	3.6%	5,994 円	3.3%
被服及び履物	7,541 円	4.2%	7,461 円	4.1%	7,844 円	4.3%
保健医療	9,005 円	5.0%	8,060 円	4.4%	8,402 円	4.7%
交通・通信	21,229 円	11.7%	21,220 円	11.6%	21,701 円	12.0%
教育	607 円	0.3%	449 円	0.2%	552 円	0.3%
教養娯楽	21,180 円	11.7%	21,185 円	11.6%	20,682 円	11.4%
その他	41,780 円	23.0%	40,557 円	22.2%	39,362 円	21.8%
(再掲)住居・教育除く	161,895 円	89.2%	161,720 円	88.5%	161,068 円	89.2%
消費支出総額	181,480 円	100.0%	182,675 円	100.0%	180,641 円	100.0%

※ 社会保障生計調査は、2年毎にサンプルを入れ替えており、平成24年と平成25年の境でサンプルを入れ替えている。

※ サンプルバイアスを除去するため、平成25年被保護者調査による世帯数の構成割合と等しくなるように拡大乗数を設定して補正している。

※ また、2人以上世帯における世帯人員数は、平成26年全国消費実態調査における世帯人員別の支出額データを用いて、3人以上世帯の支出を2人世帯相当額に補正している。

出典:「社会保障生計調査」(厚生労働省)(特別集計)、「家計調査」(総務省統計局)(特別集計)

## ②-2 生活保護受給世帯の家計(消費行動)に与えた影響

### ②高齢者単身世帯

生活保護受給世帯(社会保障生計調査)

	平成24年		平成25年		平成26年	
	H24.8月～H25.3月 1世帯当たり平均支出月額		H25.8月～H26.3月 1世帯当たり平均支出月額		H26.8月～H27.3月 1世帯当たり平均支出月額	
	金額	支出割合	金額	支出割合	金額	支出割合
食料	30,197 円	29.8%	30,433 円	29.7%	32,085 円	31.0%
住居	31,456 円	31.1%	32,735 円	31.9%	31,123 円	30.1%
光熱・水道	10,856 円	10.7%	10,112 円	9.9%	11,004 円	10.6%
家具・家事用品	3,928 円	3.9%	4,169 円	4.1%	5,863 円	5.7%
被服及び履物	2,446 円	2.4%	2,455 円	2.4%	2,530 円	2.4%
保健医療	2,301 円	2.3%	1,843 円	1.8%	1,987 円	1.9%
交通・通信	5,297 円	5.2%	5,679 円	5.5%	5,595 円	5.4%
教育	0 円	0.0%	0 円	0.0%	8 円	0.0%
教養娯楽	4,980 円	4.9%	4,585 円	4.5%	4,485 円	4.3%
その他	9,842 円	9.7%	10,472 円	10.2%	8,709 円	8.4%
(再掲)住居・教育除く	69,846 円	68.9%	69,749 円	68.1%	72,258 円	69.9%
消費支出総額	101,303 円	100.0%	102,484 円	100.0%	103,389 円	100.0%

一般世帯(家計調査)

	平成24年		平成25年		平成26年 ※5ヶ月間	
	H24.8月～H25.3月 1世帯当たり平均支出月額		H25.8月～H26.3月 1世帯当たり平均支出月額		H26.8月～H26.12月 1世帯当たり平均支出月額	
	金額	支出割合	金額	支出割合	金額	支出割合
食料	33,627 円	21.3%	34,111 円	22.2%	37,149 円	24.4%
住居	15,605 円	9.9%	15,442 円	10.1%	15,756 円	10.3%
光熱・水道	13,667 円	8.6%	14,351 円	9.3%	12,287 円	8.1%
家具・家事用品	6,433 円	4.1%	5,759 円	3.7%	5,825 円	3.8%
被服及び履物	6,238 円	3.9%	5,105 円	3.3%	5,772 円	3.8%
保健医療	10,253 円	6.5%	8,420 円	5.5%	8,495 円	5.6%
交通・通信	12,195 円	7.7%	12,653 円	8.2%	12,420 円	8.2%
教育	0 円	0.0%	4 円	0.0%	0 円	0.0%
教養娯楽	17,105 円	10.8%	16,738 円	10.9%	17,066 円	11.2%
その他	42,968 円	27.2%	41,016 円	26.7%	37,584 円	24.7%
(再掲)住居・教育除く	142,486 円	90.1%	138,154 円	89.9%	136,597 円	89.7%
消費支出総額	158,090 円	100.0%	153,599 円	100.0%	152,353 円	100.0%

※ 社会保障生計調査は、2年毎にサンプルを入れ替えており、平成24年と平成25年の境でサンプルを入れ替えている。

※ サンプルバイアスを除去するため、平成25年被保護者調査による世帯数の構成割合と等しくなるように拡大乗数を設定して補正している。

出典:「社会保障生計調査」(厚生労働省)(特別集計)、「家計調査」(総務省統計局)(特別集計)

## ②-3 生活保護受給世帯の家計(消費行動)に与えた影響

### ③高齢者2人以上世帯

生活保護受給世帯(社会保障生計調査)
--------------------

	平成24年		平成25年		平成26年	
	H24.8月～H25.3月 1世帯当たり平均支出月額		H25.8月～H26.3月 1世帯当たり平均支出月額		H26.8月～H27.3月 1世帯当たり平均支出月額	
	金額	支出割合	金額	支出割合	金額	支出割合
食料	48,091 円	35.3%	51,812 円	36.7%	51,925 円	37.2%
住居	31,722 円	23.3%	34,217 円	24.2%	31,442 円	22.5%
光熱・水道	15,318 円	11.2%	15,993 円	11.3%	16,031 円	11.5%
家具・家事用品	6,149 円	4.5%	5,586 円	4.0%	7,345 円	5.3%
被服及び履物	3,183 円	2.3%	3,309 円	2.3%	2,993 円	2.1%
保健医療	2,946 円	2.2%	3,297 円	2.3%	3,550 円	2.5%
交通・通信	7,965 円	5.8%	6,911 円	4.9%	7,255 円	5.2%
教育	29 円	0.0%	21 円	0.0%	92 円	0.1%
教養娯楽	5,749 円	4.2%	5,168 円	3.7%	5,257 円	3.8%
その他	15,216 円	11.2%	14,826 円	10.5%	13,656 円	9.8%
(再掲)住居・教育除く	104,617 円	76.7%	106,903 円	75.7%	108,013 円	77.4%
消費支出総額	136,368 円	100.0%	141,141 円	100.0%	139,547 円	100.0%

一般世帯(家計調査)
------------

	平成24年		平成25年		平成26年 ※5ヶ月間	
	H24.8月～H25.3月 1世帯当たり平均支出月額		H25.8月～H26.3月 1世帯当たり平均支出月額		H26.8月～H26.12月 1世帯当たり平均支出月額	
	金額	支出割合	金額	支出割合	金額	支出割合
食料	60,971 円	25.0%	63,076 円	25.0%	67,536 円	26.7%
住居	13,592 円	5.6%	17,599 円	7.0%	14,397 円	5.7%
光熱・水道	21,561 円	8.8%	22,568 円	9.0%	19,532 円	7.7%
家具・家事用品	9,089 円	3.7%	10,759 円	4.3%	9,231 円	3.6%
被服及び履物	7,538 円	3.1%	7,955 円	3.2%	8,441 円	3.3%
保健医療	15,285 円	6.3%	15,110 円	6.0%	16,083 円	6.3%
交通・通信	25,533 円	10.5%	24,608 円	9.8%	25,854 円	10.2%
教育	24 円	0.0%	31 円	0.0%	0 円	0.0%
教養娯楽	25,363 円	10.4%	26,456 円	10.5%	27,253 円	10.8%
その他	65,244 円	26.7%	63,885 円	25.3%	65,089 円	25.7%
(再掲)住居・教育除く	230,586 円	94.4%	234,416 円	93.0%	239,018 円	94.3%
消費支出総額	244,202 円	100.0%	252,046 円	100.0%	253,415 円	100.0%

※ 社会保障生計調査は、2年毎にサンプルを入れ替えており、平成24年と平成25年の境でサンプルを入れ替えている。

※ サンプルバイアスを除去するため、平成25年被保護者調査による世帯数の構成割合と等しくなるように拡大乗数を設定して補正している。

※ また、2人以上世帯における世帯人員数は、平成26年全国消費実態調査における世帯人員別の支出額データを用いて、3人以上世帯の支出を2人世帯相当額に補正している。

出典:「社会保障生計調査」(厚生労働省)(特別集計)、「家計調査」(総務省統計局)(特別集計)

## ②-4 生活保護受給世帯の家計(消費行動)に与えた影響

### ④母子世帯

生活保護受給世帯(社会保障生計調査)

	平成24年		平成25年		平成26年	
	H24.8月～H25.3月 1世帯当たり平均支出月額		H25.8月～H26.3月 1世帯当たり平均支出月額		H26.8月～H27.3月 1世帯当たり平均支出月額	
	金額	支出割合	金額	支出割合	金額	支出割合
食料	51,746 円	27.4%	54,251 円	26.3%	50,040 円	26.6%
住居	40,138 円	21.3%	42,633 円	20.7%	41,580 円	22.1%
光熱・水道	17,111 円	9.1%	18,255 円	8.9%	18,942 円	10.1%
家具・家事用品	8,281 円	4.4%	9,567 円	4.6%	10,490 円	5.6%
被服及び履物	11,045 円	5.9%	12,166 円	5.9%	8,616 円	4.6%
保健医療	3,572 円	1.9%	4,052 円	2.0%	3,247 円	1.7%
交通・通信	17,926 円	9.5%	21,670 円	10.5%	19,402 円	10.3%
教育	4,971 円	2.6%	5,432 円	2.6%	4,666 円	2.5%
教養娯楽	14,756 円	7.8%	15,663 円	7.6%	13,444 円	7.1%
その他	19,245 円	10.2%	22,456 円	10.9%	17,692 円	9.4%
(再掲)住居・教育除く	143,682 円	76.1%	158,082 円	76.7%	141,874 円	75.4%
消費支出総額	188,791 円	100.0%	206,147 円	100.0%	188,120 円	100.0%

一般世帯(家計調査)

	平成24年		平成25年		平成26年 ※5ヶ月間	
	H24.8月～H25.3月 1世帯当たり平均支出月額		H25.8月～H26.3月 1世帯当たり平均支出月額		H26.8月～H26.12月 1世帯当たり平均支出月額	
	金額	支出割合	金額	支出割合	金額	支出割合
食料	45,984 円	23.3%	46,759 円	24.4%	44,336 円	24.8%
住居	25,427 円	12.9%	32,610 円	17.0%	26,589 円	14.9%
光熱・水道	14,828 円	7.5%	16,083 円	8.4%	13,687 円	7.7%
家具・家事用品	5,906 円	3.0%	5,734 円	3.0%	5,260 円	2.9%
被服及び履物	11,419 円	5.8%	9,761 円	5.1%	8,047 円	4.5%
保健医療	6,752 円	3.4%	5,783 円	3.0%	6,203 円	3.5%
交通・通信	22,707 円	11.5%	24,832 円	12.9%	25,948 円	14.5%
教育	7,927 円	4.0%	5,683 円	3.0%	7,368 円	4.1%
教養娯楽	20,551 円	10.4%	21,543 円	11.2%	17,100 円	9.6%
その他	35,843 円	18.2%	23,171 円	12.1%	24,300 円	13.6%
(再掲)住居・教育除く	163,989 円	83.1%	153,666 円	80.1%	144,881 円	81.0%
消費支出総額	197,344 円	100.0%	191,958 円	100.0%	178,838 円	100.0%

※ 社会保障生計調査は、2年毎にサンプルを入れ替えており、平成24年と平成25年の境でサンプルを入れ替えている。

※ サンプルバイアスを除去するため、平成25年被保護者調査による世帯数の構成割合と等しくなるように拡大乗数を設定して補正している。

※ また、2人以上世帯における世帯人員数は、平成26年全国消費実態調査における世帯人員別の支出額データを用いて、3人以上世帯の支出を2人世帯相当額に補正している。

出典:「社会保障生計調査」(厚生労働省)(特別集計)、「家計調査」(総務省統計局)(特別集計)

## ②-5 生活保護受給世帯の家計(消費行動)に与えた影響

### ⑤高齢者・母子世帯以外の単身世帯

生活保護受給世帯(社会保障生計調査)

	平成24年		平成25年		平成26年	
	H24.8月～H25.3月 1世帯当たり平均支出月額		H25.8月～H26.3月 1世帯当たり平均支出月額		H26.8月～H27.3月 1世帯当たり平均支出月額	
	金額	支出割合	金額	支出割合	金額	支出割合
食料	33,030 円	29.5%	35,440 円	31.0%	35,255 円	30.6%
住居	31,911 円	28.5%	31,924 円	27.9%	31,834 円	27.6%
光熱・水道	10,152 円	9.1%	10,351 円	9.1%	10,684 円	9.3%
家具・家事用品	4,422 円	3.9%	4,469 円	3.9%	6,383 円	5.5%
被服及び履物	3,534 円	3.2%	3,818 円	3.3%	3,549 円	3.1%
保健医療	2,002 円	1.8%	2,247 円	2.0%	2,546 円	2.2%
交通・通信	8,639 円	7.7%	9,134 円	8.0%	9,035 円	7.8%
教育	0 円	0.0%	1 円	0.0%	0 円	0.0%
教養娯楽	6,152 円	5.5%	5,709 円	5.0%	5,808 円	5.0%
その他	12,121 円	10.8%	11,163 円	9.8%	10,278 円	8.9%
(再掲)住居・教育除く	80,051 円	71.5%	82,331 円	72.1%	83,536 円	72.4%
消費支出総額	111,962 円	100.0%	114,255 円	100.0%	115,370 円	100.0%

一般世帯(家計調査)

	平成24年		平成25年		平成26年 ※5ヶ月間	
	H24.8月～H25.3月 1世帯当たり平均支出月額		H25.8月～H26.3月 1世帯当たり平均支出月額		H26.8月～H26.12月 1世帯当たり平均支出月額	
	金額	支出割合	金額	支出割合	金額	支出割合
食料	40,737 円	24.0%	41,761 円	23.8%	43,893 円	25.1%
住居	22,179 円	13.1%	24,388 円	13.9%	21,666 円	12.4%
光熱・水道	9,994 円	5.9%	10,040 円	5.7%	8,611 円	4.9%
家具・家事用品	3,877 円	2.3%	5,705 円	3.2%	4,521 円	2.6%
被服及び履物	7,478 円	4.4%	8,635 円	4.9%	9,319 円	5.3%
保健医療	5,591 円	3.3%	5,209 円	3.0%	5,855 円	3.3%
交通・通信	26,379 円	15.5%	24,849 円	14.1%	26,562 円	15.2%
教育	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
教養娯楽	23,113 円	13.6%	23,045 円	13.1%	21,925 円	12.5%
その他	30,445 円	17.9%	32,047 円	18.2%	32,816 円	18.7%
(再掲)住居・教育除く	147,614 円	86.9%	151,291 円	86.1%	153,501 円	87.6%
消費支出総額	169,793 円	100.0%	175,679 円	100.0%	175,167 円	100.0%

※ 社会保障生計調査は、2年毎にサンプルを入れ替えており、平成24年と平成25年の境でサンプルを入れ替えている。

※ サンプルバイアスを除去するため、平成25年被保護者調査による世帯数の構成割合と等しくなるように拡大乗数を設定して補正している。

出典:「社会保障生計調査」(厚生労働省)(特別集計)、「家計調査」(総務省統計局)(特別集計)

## ②-6 生活保護受給世帯の家計(消費行動)に与えた影響

### ⑥高齢者・母子世帯以外の2人以上世帯

生活保護受給世帯(社会保障生計調査)
--------------------

	平成24年		平成25年		平成26年	
	H24.8月～H25.3月 1世帯当たり平均支出月額		H25.8月～H26.3月 1世帯当たり平均支出月額		H26.8月～H27.3月 1世帯当たり平均支出月額	
	金額	支出割合	金額	支出割合	金額	支出割合
食料	52,775 円	31.5%	52,764 円	31.6%	55,194 円	33.8%
住居	35,408 円	21.1%	35,096 円	21.0%	33,275 円	20.4%
光熱・水道	16,968 円	10.1%	18,582 円	11.1%	17,579 円	10.8%
家具・家事用品	8,069 円	4.8%	7,366 円	4.4%	9,701 円	5.9%
被服及び履物	5,062 円	3.0%	5,036 円	3.0%	4,469 円	2.7%
保健医療	4,309 円	2.6%	3,783 円	2.3%	3,215 円	2.0%
交通・通信	14,348 円	8.6%	15,451 円	9.3%	14,999 円	9.2%
教育	150 円	0.1%	79 円	0.0%	159 円	0.1%
教養娯楽	8,415 円	5.0%	7,960 円	4.8%	7,053 円	4.3%
その他	21,925 円	13.1%	20,629 円	12.4%	17,794 円	10.9%
(再掲)住居・教育除く	131,871 円	78.8%	131,571 円	78.9%	130,004 円	79.5%
消費支出総額	167,430 円	100.0%	166,746 円	100.0%	163,438 円	100.0%

一般世帯(家計調査)
------------

	平成24年		平成25年		平成26年 ※5ヶ月間	
	H24.8月～H25.3月 1世帯当たり平均支出月額		H25.8月～H26.3月 1世帯当たり平均支出月額		H26.8月～H26.12月 1世帯当たり平均支出月額	
	金額	支出割合	金額	支出割合	金額	支出割合
食料	61,223 円	23.2%	63,127 円	23.2%	66,263 円	24.8%
住居	19,685 円	7.5%	20,887 円	7.7%	20,047 円	7.5%
光熱・水道	20,448 円	7.8%	21,427 円	7.9%	18,610 円	7.0%
家具・家事用品	9,512 円	3.6%	10,842 円	4.0%	10,070 円	3.8%
被服及び履物	10,035 円	3.8%	10,682 円	3.9%	10,355 円	3.9%
保健医療	13,550 円	5.1%	13,749 円	5.1%	13,836 円	5.2%
交通・通信	34,930 円	13.3%	36,908 円	13.6%	35,588 円	13.3%
教育	541 円	0.2%	484 円	0.2%	409 円	0.2%
教養娯楽	28,373 円	10.8%	28,903 円	10.6%	29,070 円	10.9%
その他	65,227 円	24.8%	64,835 円	23.9%	63,372 円	23.7%
(再掲)住居・教育除く	243,298 円	92.3%	250,474 円	92.1%	247,165 円	92.4%
消費支出総額	263,524 円	100.0%	271,846 円	100.0%	267,621 円	100.0%

※ 社会保障生計調査は、2年毎にサンプルを入れ替えており、平成24年と平成25年の境でサンプルを入れ替えている。

※ サンプルバイアスを除去するため、平成25年被保護者調査による世帯数の構成割合と等しくなるように拡大乗数を設定して補正している。

※ また、2人以上世帯における世帯人員数は、平成26年全国消費実態調査における世帯人員別の支出額データを用いて、3人以上世帯の支出を2人世帯相当額に補正している。

## ②-7 生活保護受給世帯の家計(消費行動)に与えた影響

○ 平成27年11月(一部10月)に実施した冬季加算の見直し前後における生活保護受給世帯の家計支出をみると、「光熱・水道」の支出割合が下がっている。

### ⑦ 冬季期間における比較(全世帯)

生活保護受給世帯(社会保障生計調査)

	平成26年		平成27年	
	H26.10月～H27.3月 1世帯当たり平均支出月額		H27.10月～H28.3月 1世帯当たり平均支出月額	
	金額	支出割合	金額	支出割合
食料	37,811 円	30.5%	36,906 円	29.8%
住居	32,844 円	26.5%	33,436 円	27.0%
光熱・水道	13,044 円	10.5%	11,113 円	9.0%
家具・家事用品	7,318 円	5.9%	5,122 円	4.1%
被服及び履物	3,692 円	3.0%	3,670 円	3.0%
保健医療	2,527 円	2.0%	2,531 円	2.0%
交通・通信	9,058 円	7.3%	9,492 円	7.7%
教育	352 円	0.3%	399 円	0.3%
教養娯楽	5,869 円	4.7%	6,521 円	5.3%
その他	11,460 円	9.2%	14,545 円	11.8%
(再掲)住居・教育除く	90,778 円	73.2%	89,900 円	72.7%
消費支出総額	123,975 円	100.0%	123,735 円	100.0%

※ 社会保障生計調査は、2年毎にサンプルを入れ替えており、平成26年と平成27年の境でサンプルを入れ替えている。

※ サンプルバイアスを除去するため、平成25年被保護者調査による世帯数の構成割合と等しくなるように拡大乗数を設定して補正している。

※ また、2人以上世帯における世帯人員数は、平成26年全国消費実態調査における世帯人員別の支出額データを用いて、3人以上世帯の支出を2人世帯相当額に補正している。

出典:「社会保障生計調査」(厚生労働省)(特別集計)

(参考1) 平成26年と平成27年における冬季期間の動向(北海道の場合)

○ 標準家庭における電気料金

	平成26年12月	平成27年12月
北海道電力	8,192 円	7,968 円

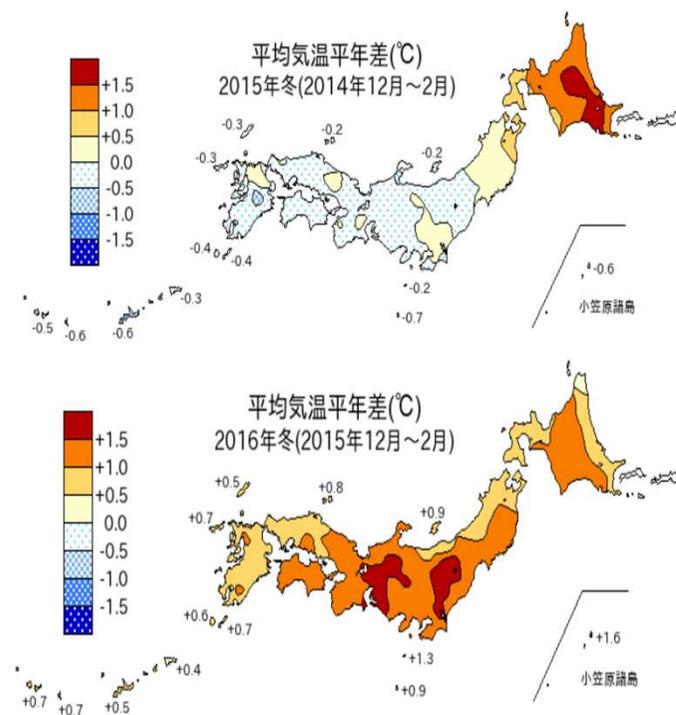
出典:総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力基本政策小委員会(第2回)資料(経済産業省)

○ 灯油価格(店頭売18リットル)

	平成26年12月	平成27年12月
札幌市	1,699 円	1,166 円

出典:経済産業省北海道経済産業局

(参考2) 平成26年と平成27年における冬季期間の平均気温平年差



出典:気象庁ホームページ「日本の気温・降水量・日照時間分布図(季節)」より参照  
([http://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/db/longfcst/trsmmap\\_seasonal.html](http://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/db/longfcst/trsmmap_seasonal.html))

### ③-1 住宅扶助の見直しにおける施行状況

○ 住宅扶助については、平成27年7月から見直したところである。施行して約1年が経過したことから、施行状況を把握し、見直しの影響を検証するための基礎資料を得ることを目的として、各自治体に対して調査を実施した。

#### 調査の概要

#### 1 調査内容

- ① 住宅扶助基準見直しによって住宅扶助限度額が減額となった世帯の状況  
住宅扶助基準見直し前(平成27年6月30日)から保護を受けている世帯のうち、住宅扶助基準見直しによって住宅扶助限度額が減額となった世帯を対象に、以下の項目について調査を行った。

(主な調査項目)

- 転居状況の件数(転居実績数、未転居の状況内訳)
- 転居困難の理由による経過措置の適用状況の件数(旧基準額の適用状況)

- ② 床面積が15㎡以下の住居等に居住する単身世帯の床面積別減額の適用状況  
床面積が15㎡以下の住居等に居住する単身世帯に対して適用される床面積別減額の適用状況について、以下の項目について調査を行った。

(主な調査項目)

- 床面積別減額の適用件数(転居実績数、未転居の状況内訳)
- 転居困難等の理由による経過措置の適用状況(床面積別減額の適用除外)

#### 2 調査時点

平成28年10月1日時点(①②共通)

# 平成27年7月に実施した住宅扶助の見直しにおける施行状況(平成28年10月1日時点)①

## ① 住宅扶助基準見直しによって住宅扶助限度額が減額となった世帯の状況

- 住宅扶助基準見直しによって住宅扶助限度額が減額となった世帯(607,287世帯)のうち、実家賃が限度額を超えたため転居等の影響を受けた世帯は270,308世帯(44.5%)となっている。また、転居等の影響を受けた世帯のうち、19,002世帯が転居、251,306世帯は未転居となっている。
- 未転居世帯の内訳をみると、やむを得ない理由により転居困難と認められ、自立助長の観点から旧基準額を適用している世帯が155,450世帯(61.9%)となっている。

	基準見直しにより、住宅扶助限度額が減額となった世帯数	実家賃が見直し後の限度額を超えた世帯数	実家賃が見直し後の限度額以下		実家賃が見直し後の限度額以下の世帯数
			転居済み	未転居	
世帯合計	607,287(100.0%)	270,308(44.5%)	19,002(3.1%)	251,306(41.4%)	336,979(55.5%)
1人世帯	393,451(100.0%)	188,682(48.0%)	11,512(2.9%)	177,170(45.0%)	204,769(52.0%)
2人世帯	176,982(100.0%)	64,593(36.5%)	5,847(3.3%)	58,746(33.2%)	112,389(63.5%)
3人以上世帯	36,854(100.0%)	17,033(46.2%)	1,643(4.5%)	15,390(41.8%)	19,821(53.8%)

(再掲)未転居件数の内訳

(再掲)旧基準額を適用した件数の理由別内訳

	(再掲)未転居件数の内訳					(再掲)旧基準額を適用した件数の理由別内訳			
	未転居総数	転居指導中	貸し主が家賃を引き下げた	家計のやりくり等その他	自立助長の観点から旧基準額を適用	自立助長の観点から旧基準額を適用した世帯数	通院又は通所に支障を来す場合	就労又は就学に支障を来す場合	高齢者、身体障害者等の自立阻害の恐れがある場合
世帯合計	251,306 (100.0%)	49,163 (19.6%)	28,946 (11.5%)	17,747 (7.1%)	155,450 (61.9%)	155,450 (100.0%)	64,555 (41.5%)	18,137 (11.7%)	72,758 (46.8%)
1人世帯	177,170 (100.0%)	31,402 (17.7%)	22,254 (12.6%)	11,225 (6.3%)	112,289 (63.4%)	112,289 (100.0%)	47,499 (42.3%)	5,622 (5.0%)	59,168 (52.7%)
2人世帯	58,746 (100.0%)	14,236 (24.2%)	5,816 (9.9%)	5,586 (9.5%)	33,108 (56.4%)	33,108 (100.0%)	13,820 (41.7%)	7,192 (21.7%)	12,096 (36.5%)
3人以上世帯	15,390 (100.0%)	3,525 (22.9%)	876 (5.7%)	936 (6.1%)	10,053 (65.3%)	10,053 (100.0%)	3,236 (32.2%)	5,323 (52.9%)	1,494 (14.9%)

※ 住宅扶助限度額が減額となる場合、限度額の減額の適用を契約更新時まで猶予することや、転居が困難なやむを得ない事情がある場合は、自立助長の観点から旧基準額を適用する措置を講じている。

## 平成27年7月に実施した住宅扶助の見直しにおける施行状況について(平成28年10月1日時点)②

### ② 床面積が15㎡以下の住居等に居住する単身世帯の床面積別減額の適用状況

- 15㎡以下の床面積の住居等に居住する単身世帯は37,392世帯であり、そのうち床面積別の減額が適用されている世帯が13,292世帯(35.5%)、適用されていない世帯が24,100世帯(64.5%)となっている。
- 床面積別の減額が適用されていない世帯の理由の内訳については、「高齢者、身体障害者等の自立阻害等」、「無料低額宿泊所等」がいずれも約4割を占めている。

15㎡以下の床面積の住居等に居住する単身世帯数	床面積別の減額が適用されている世帯	床面積11㎡～15㎡ (10%減額)	床面積7㎡～10㎡ (20%減額)	床面積6㎡以下 (30%減額)	床面積別の減額が適用されていない世帯
37,392(100.0%)	13,292(35.5%)	8,821(66.4%)	3,805(28.6%)	666(5.0%)	24,100(64.5%)

(再掲) やむを得ない理由により転居困難と認められ、床面積別の減額が適用されていない単身世帯の理由別内訳

床面積別の減額が適用されていない世帯数	無料低額宿泊所等				
	通院又は通所に支障を来す場合	就労又は就学に支障を来す場合	高齢者、身体障害者等の自立阻害の恐れがある等の場合	生活支援を実施する無料低額宿泊所等を利用する場合	6か月未満の利用が見込まれる場合
24,100(100.0%)	3,904(16.2%)	546(2.3%)	9,337(38.7%)	7,978(33.1%)	2,335(9.7%)

※ 単身世帯が15㎡以下の床面積の住居等に居住する場合、転居が困難なやむを得ない事情がある場合や、無料低額宿泊所等を利用する場合であって、生活支援を受けているか又は6か月未満の利用が見込まれる場合は、床面積別減額を適用しない措置を講じている。

(参考) 無料低額宿泊所等に入居する床面積別限度額が適用されない世帯の割合

- 生活支援: 7,978人 / 30,721人・・・26.0%
- 6か月未満利用: 2,335人 / 30,721人・・・7.6%

※ 割合母数の30,721人は「無料低額宿泊施設・社会福祉各法に法的位置付けのない施設調査(平成27年保護課調べ)」  
(無低)14,143人+(法的位置付けなし)16,578人=30,721人

※ 無料低額宿泊事業を行う施設の入所者のうち生活保護受給者数14,143人(平成27年6月末時点)

※ 社会福祉各法に法的位置付けのない施設の入所者数16,578人(生活保護受給者又は生活保護申請者に限る。)  
(平成27年6月末時点)

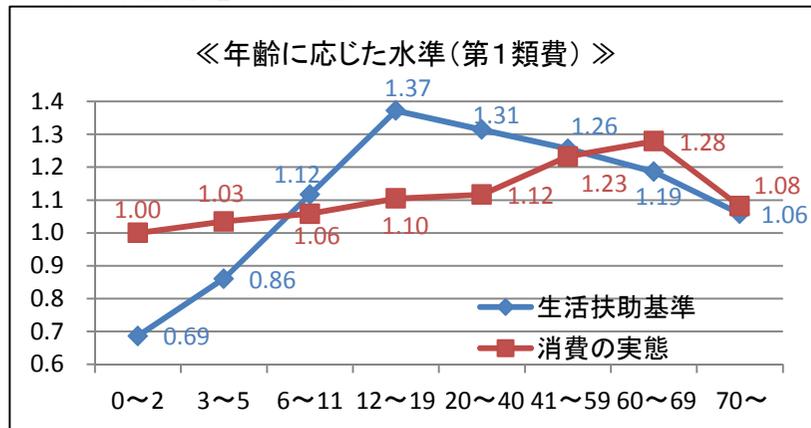
# 参考資料

- 平成25年8月から27年度までの生活扶助基準の見直しの考え方と影響額
- 住宅扶助基準における平成27年7月見直しの考え方と影響額
- 冬季加算における平成27年11月(一部10月)見直しの考え方と影響額

# 生活保護基準部会の平成24年検証結果(年齢・世帯人員・地域差による影響)

平成24年検証時点の生活扶助基準(水準)と平成21年全国消費実態調査の結果に基づく一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかについて「5年に1度の定期的な検証作業」を行う。年齢・世帯人員、居住地域の3要素別に見て、検証を実施。

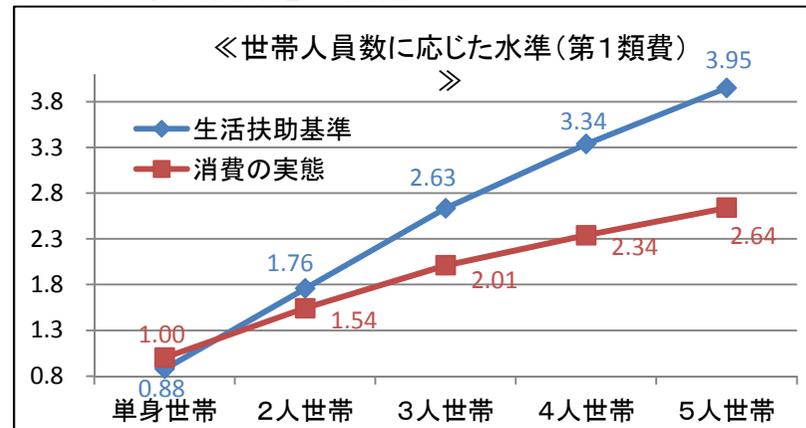
## (1)「年齢別」の検証



### 【結果】

・基準額と比べれば、消費実態は各年齢間の差が小さくなっている。

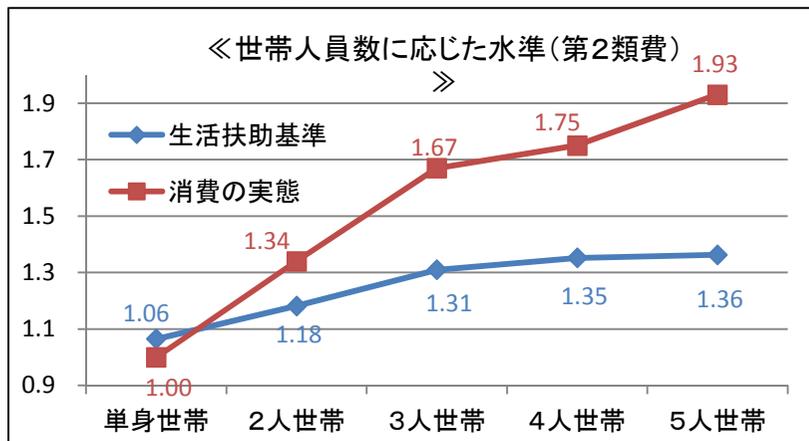
## (2)「世帯人員別」の検証



### 【結果】

・基準額(第1類費)と比べれば、消費実態は各世帯人員間の増加幅が小さくなっている。

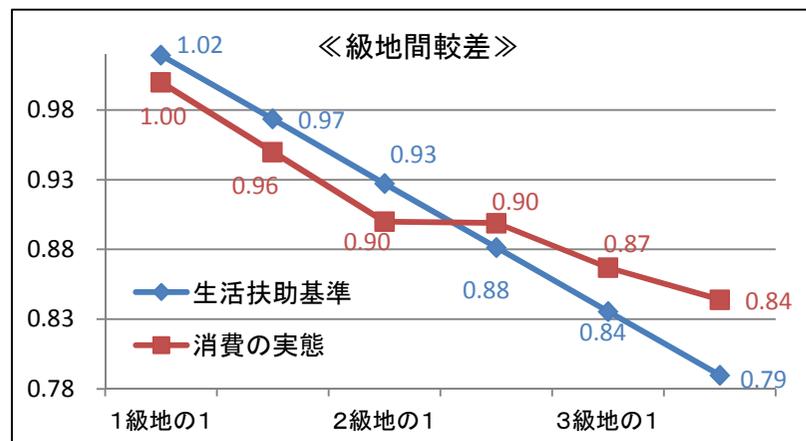
## (2)「世帯人員別」の検証(続き)



### 【結果】

・基準額(第2類費)と比べれば、消費実態は各世帯人員間の増加幅が大きくなっている。

## (3)「居住地域(級地)別」の検証



### 【結果】

・基準額の地域差(最大22.5%)と比べれば、消費実態の地域差(最大約16%)は小さくなっている。

# 平成25年8月から27年度までの生活扶助基準の見直しの考え方と影響額

## ①生活保護基準部会の検証結果を踏まえた適正化

- ・ 社会保障審議会生活保護基準部会において、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか、年齢・世帯人員、居住地域の3要素別に検証した結果に基づき、制度内の不均衡を適正化

## ②デフレ傾向を踏まえた調整

- ・ デフレ傾向にもかかわらず、前回の基準見直し（平成20年）以降生活扶助基準が据え置かれてきたことを踏まえ、平成20年から平成23年までの物価の変動分（▲4.78%）を反映することにより適正化

※生活扶助基準の見直しにあたっては、以下の激変緩和措置を講じる。

- ・ 見直しの影響を一定程度に抑える観点から、平成24年度基準からの減額幅は、マイナス10%を限度となるように調整する。
- ・ 生活扶助基準額の見直しは、平成25年8月から27年度まで、3年程度をかけて段階的に実施する。

## ○生活扶助基準額の見直しの具体例

		【平成24年度①】 【平成27年度②】 ②-①					【平成24年度①】 【平成27年度②】 ②-①		
夫婦と子1人 (30代20代4歳)	都市部	17.2	15.6	△1.6	60代夫婦	都市部	12.2	11.7	△0.5
	町村部	13.6	12.8	△0.8		町村部	9.5	9.5	+0.0
夫婦と子2人 (40代夫婦と 小・中学生)	都市部	22.2	20.2	△2.0	41～59歳 単身	都市部	8.3	7.9	△0.4
	町村部	17.7	16.2	△1.5		町村部	6.4	6.4	△0.0
70代以上 単身	都市部	7.7	7.4	△0.3	20～40歳 単身	都市部	8.5	7.8	△0.7
	町村部	6.0	6.0	△0.1		町村部	6.6	6.3	△0.3
60代単身	都市部	8.1	7.9	△0.2	母と子1人 (30代・4歳)	都市部	15.0	14.1	△0.8
	町村部	6.3	6.4	+0.1		町村部	12.0	11.7	△0.3
70代以上 夫婦	都市部	11.4	10.9	△0.6	※ 生活扶助は世帯員がいれば必ず支給される冬季加算、母子加算、児童養育加算を含む。 ※ 国民の消費動向を踏まえた毎年度の調整は除いている。 ※ 端数処理により合計・差額が一致しないことがある。				
	町村部	9.0	8.8	△0.2					

# 住宅扶助基準における平成27年7月見直しの考え方

## <住宅扶助限度額の見直し(単身世帯)>

- ① 最低居住面積水準を満たす住宅の家賃額の実態を反映  
 現行の住宅扶助限度額が、最低居住面積水準(単身:25㎡)を満たす民間借家等の家賃額を低い方からカバーする率である全国平均値13%は維持しつつ、地域によるカバー率のバラツキを是正。
- ② 近年の家賃物価の動向の反映  
 ①の検証時点である平成20年から平成25年までの家賃物価の動向(全国平均△2.1%)を反映させ適正化。
- ③ 民間の賃貸物件情報による調整  
 民間賃貸住宅市場で最低水準を満たす住宅の確保が困難とならない範囲で見直し。

## <2人以上世帯の限度額>

- 世帯人数ごとの最低居住面積の住宅における家賃水準の推計結果を踏まえ適正化。
- 世帯構成による住宅のニーズに差があることなども踏まえ、柔軟な選択ができるよう留意して比率を設定。

単身世帯の家賃水準を1とする世帯人数別の比率

	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
現行の限度額(単身世帯の家賃水準:1)	1.0	1.3					1.56
見直し案(単身世帯の家賃水準:1)	1.0	1.2	1.3			1.4	1.56

## <床面積別の住宅扶助限度額の新設>

より適切な住環境を備えた住宅へ誘導しつつ、床面積と家賃額との関係の推計結果を踏まえ、床面積が16㎡(平成7年時点の最低居住面積)に満たない場合、住宅扶助限度額を減額する仕組みを導入。

延床面積	15㎡~11㎡	10㎡~7㎡	6㎡以下
減額率	△10%	△20%	△30%

※ 生活支援を行う無料低額宿泊所等への居住が自立助長の観点等から必要と認められる場合は、適用しない。

## <級地区分の細分化>

都道府県の地域区分を2区分(1・2級地、3級地)から3区分(1級地、2級地、3級地)に見直し。

- ※ 住宅扶助限度額が減額となる場合、限度額の減額の適用を契約更新時まで猶予や転居が困難なやむを得ない事情がある場合は、見直し前の額を適用する等の措置を講じる。
- ※ 車椅子使用の障害者等で特に通常より広い居室を必要とする場合や地域において住宅扶助限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合等には個別の配慮を行う。

## 住宅扶助基準の平成27年7月見直しの具体例と影響額

都道府県(3級地別)、指定都市、中核市ごとに、引上げとなる自治体と引下げとなる自治体の例

住宅扶助特別基準(限度額)

単位:万円

	見直し前(A)			見直し後(B)					(B) - (A)				
	単身	2~6人	7人以上	単身	2人	3~5人	6人	7人以上	単身	2人	3~5人	6人	7人以上
東京都1級地	5.4	7.0	8.4	5.4	6.4	7.0	7.5	8.4	0.0	△ 0.6	0.0	0.5	0.0
大阪府1級地	4.2	5.5	6.6	3.9	4.7	5.1	5.5	6.1	△ 0.3	△ 0.8	△ 0.4	0.0	△ 0.5
埼玉県2級地	4.8	6.2	7.4	4.3	5.2	5.6	6.0	6.7	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.7
熊本県2級地	3.0	3.9	4.7	3.5	4.2	4.6	4.9	5.5	0.5	0.3	0.7	1.0	0.8
宮城県3級地	2.8	3.7	4.5	3.5	4.2	4.6	4.9	5.5	0.7	0.5	0.9	1.2	1.0
香川県3級地	3.3	4.3	5.2	3.2	3.8	4.2	4.5	5.0	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.1	0.2	△ 0.2
名古屋市	3.6	4.7	5.6	3.7	4.4	4.8	5.2	5.8	0.1	△ 0.3	0.1	0.5	0.2
神戸市	4.3	5.5	6.6	4.0	4.8	5.2	5.6	6.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.3	0.1	△ 0.4
富山市	3.0	3.9	4.7	3.3	4.0	4.3	4.6	5.1	0.3	0.1	0.4	0.7	0.4
福山市	3.5	4.6	5.5	3.4	4.1	4.4	4.8	5.3	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.2	0.2	△ 0.2

(注) 床面積が16㎡(平成7年時点の最低居住面積)に満たない場合、住宅扶助限度額を減額する仕組みを設けることとしている。

# 冬季加算における平成27年11月(一部10月)見直しの考え方

## <地区別の冬季加算の水準の見直し>

- ① 一般低所得世帯(年間収入第1・十分位)における冬季に増加する光熱費の実態を反映  
各地区において、光熱費支出が増加する月を確認し、当該月における光熱費支出の増加分を基礎として設定。
- ② 近年の光熱費物価の動向の反映  
検証の時点(平成21~25年平均)から平成25年までの光熱費物価の動向(灯油代約2割、電気代約1割上昇)を反映。
- ③ 豪雪地域や山間部など気候が厳しい地域等に配慮した調整  
I区~III区について①、②の結果に1.2倍上乘せし、IV区・V区については①、②の結果に1.1倍上乘せ。

①~③を踏まえた見直し幅(3人世帯の場合)

I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
△19%	△20%	△17%	△1%	△17%	△6%

支給月を以下のとおり変更

I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
10~4月	10~4月	11~4月	11~4月	11~3月	11~3月

※ I区のうち、冬季に増加する光熱費支出が、I区の見直し後の冬季加算で賄えない地域については、I区の冬季加算額よりさらに高い基準を設定。

## <世帯人数別の較差の是正>

冬季に増加する光熱費支出の世帯人数別の実態を踏まえて是正

世帯人数別の見直しによる影響幅

単身	2人	3人	4人	5人
△5%	+5%	0%	△5%	△6%

## <級地別の較差の是正>

冬季に増加する光熱費支出の級地間較差の実態を踏まえ、合理性の認められない級地間較差を廃止

級地別の見直しによる影響幅

1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
△7%	△2%	+2%	+8%	+14%	+20%

## <光熱費以外の冬季増加需要への対応>

- 除雪のための費用について、必要最小限度の額を支給することができるものとする。
- 保護開始時等において暖房器具の購入が必要な場合の家具什器費(一時扶助)の支給上限額を増額する。

※ 傷病・障害等により常時在宅しているといった特別な事情がある場合には、個別の配慮を行う。

## 冬季加算の平成27年11月(一部10月)見直しの具体例と影響額

すべての地区に存在する級地である2級地-1及び3級地-2における冬季加算の見直しの例

冬季加算の額(月額)

単位:円

		見直し前(A)				見直し後(B)				(B)-(A)			
		単身	2人	3人	4人	単身	2人	3人	4人	単身	2人	3人	4人
I 区	2級地-1	22,080	28,580	34,110	38,680	17,560	24,920	28,320	30,590	△ 4,520	△ 3,660	△ 5,790	△ 8,090
	3級地-2	18,800	24,350	29,050	32,940					△ 1,240	570	△ 730	△ 2,350
II 区	2級地-1	15,780	20,440	24,400	27,660	12,400	17,610	20,010	21,620	△ 3,380	△ 2,830	△ 4,390	△ 6,040
	3級地-2	13,440	17,410	20,780	23,560					△ 1,040	200	△ 770	△ 1,940
III 区	2級地-1	10,480	13,570	16,190	18,360	8,780	12,470	14,160	15,300	△ 1,700	△ 1,100	△ 2,030	△ 3,060
	3級地-2	8,930	11,560	13,790	15,630					△ 150	910	370	△ 330
IV 区	2級地-1	8,000	10,350	12,350	14,020	7,990	11,340	12,890	13,920	△ 10	990	540	△ 100
	3級地-2	6,810	8,820	10,520	11,930					1,180	2,520	2,370	1,990
V 区	2級地-1	5,580	7,220	8,620	9,770	4,540	6,450	7,330	7,920	△ 1,040	△ 770	△ 1,290	△ 1,850
	3級地-2	4,750	6,160	7,340	8,320					△ 210	290	△ 10	△ 400
VI 区	2級地-1	2,800	3,630	4,320	4,900	2,580	3,660	4,160	4,490	△ 220	30	△ 160	△ 410
	3級地-2	2,380	3,090	3,690	4,170					200	570	470	320

(注) 上記の見直し後の額は、見直しの前後を比較するため、すべての地区の支給期間を11～3月の5か月として月額を算出したもの。例えば、支給月が7ヶ月となるI区の見直し後の冬季加算の月額は、上記の「見直し後(B)」の額に5/7を乗じた額となる。